

職員の職の設置等に関する規則及び奈良県出土文化財管理規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和元年七月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十一号

職員の職の設置等に関する規則及び奈良県出土文化財管理規則の一部を改正する
規則

(職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第一条 職員の職の設置等に関する規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号)の
一部を次のように改正する。

第四条第一項中「置く」を「置き、同表の設置する職の欄の最上位にある者(橿原
考古学研究所にあつては、事務職員である副所長)をその長とする」に改める。

(奈良県出土文化財管理規則の一部改正)

第二条 奈良県出土文化財管理規則(平成三十一年三月奈良県規則第六十二号)の一部
を次のように改正する。

第三条第四項中「奈良県立橿原考古学研究所長」を「奈良県立橿原考古学研究所の
技術職員である副所長」に改める。

附 則

この規則は、令和元年八月一日から施行する。